

青山保育園市役所北分園のしおり(重要事項説明書)

〈R8年度〉

1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 白鳥会
代表者氏名	理事長 西川 全彦
所在地	姫路市六角204番地
電話番号	079-266-0425

2 青山保育園 市役所北分園の概要

名称	青山保育園 市役所北分園
所在地	姫路市三左衛門堀西の町33
電話番号	079-2280-5407
施設長氏名	西川 八寿子
開設年月日	平成22年4月
利用定員	2号認定子ども(保育認定) 8人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:14人 1・2歳:23人
本園の基本理念・方針	<p>【保育理念】</p> <p>社会福祉法人白鳥会の運営する青山保育園は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるために、職員は豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のための知識の習得と向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発するものである。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・安心して預けられる保育サービス 保護者から信頼され、保護者の気持ちができる保育園・子どもが主役 子ども達の心がわかり、子ども達から好かれる保育園・地域社会への貢献 地域の人々から愛され、地域の人々の援助ができる保育園

3 施設の概要

敷地 面積	438.47㎡
建物	・鉄筋コンクリート造屋根2階建て 延べ床面積358.47㎡
主に使用する施設の 内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積 95.22㎡ ・保育室 2室 面積 70.99㎡ ・園庭 面積 57.00㎡ ・調理室 面積 14.78㎡ ・医務室 面積 職員室の一部
設備の種類	冷暖房 有り

4 利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時～午後4時(8時間)
延長保育	【保育標準時間認定を受けた方】 午後6時～午後7時まで (別途追加料金あり) 【保育短時間認定を受けた方】 午前7時～午前8時・午後4時～午後7時(別途追加料金あり)
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

5 職員体制 (令和8年2月1日現在)

職名	人数
園長	1人
主任保育士	0人
保育士	13人
調理員	1人
嘱託医(たまきファミリークリニック 玉置 依子医師)	1人
嘱託歯科医(勝谷歯科医院 勝谷芳文医師)	1人

6 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 おめでとう会 内科検診
5月	保育参観
6月	歯科検診
7月	七夕会
8月	プール開き
9月	運動会
10月	ハロウィンパーティー
11月	保育参観
12月	内科検診 クリスマス会 おもちつき
1月	たこあげ
2月	豆まき 音楽会
3月	おわかれ会 修了式

7 給食について

給食の方針	<p>全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めています。</p> <p>提供にあたっては、子どもの発育状況・健康状態等を調理・配膳等各場面を担当する職員全てが把握した上で、個々に必要な量を提供しています。</p> <p>また、食育についての計画を策定し、「食への興味・関心・意欲」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材を育て、調理してくれた人への感謝の気持ち、食べ物を大切にすることなどを育みます。</p>
昼食・おやつ	<p>保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。</p> <p>おやつは、手作りおやつを週5日提供しております。</p>
アレルギー等への対応	<p>医師の指示書を提出してください。個別に担任・給食担当との面談の上、指示書に基づき園で除去食・代替食の対応を致します。</p> <p>除去食票を用い、誤配膳を防止するほか、周知徹底を図っています。</p>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。 ・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

8 保護者と保育園の連絡について

- (1) 本園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。また、普段と様子が違う等気になる事がある場合には、口頭でお話もさせていただきますと考えております。
- (2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していることなど、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。園の様子もお伝えさせていただくと共に、園でも行える事は一緒に挑戦していきます。
- (3) 毎月1回、園だより・食育だより・クラスだよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項、子どもたちの

様子などをお知らせします。

9 健康診断について

- (1) 入園時及び年2回、嘱託医が健康診断を、年1回、嘱託歯科医が歯科健診を実施します。結果について、お知らせを配布しご家庭にお知らせします。
- (2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。

10 利用していただく上で留意していただくこと

- (1) 登園は9時30分までにお願いします。
- (2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、7時から9時30分までに電話でご連絡ください。
- (3) 通常降園は16時00分までのお迎えをお願いします。お迎えが遅れる時には、必ず電話連絡をお願いします。
- (4) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
- (5) 麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、医師の登園許可が出てから登園し、感染症経過報告書を記入してください。
- (6) 熱が37℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後、37℃を超えた場合、事前連絡をさせていただき、37.5℃でお迎えの連絡をさせていただきます。
- (7) 医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。出来る限り園に来て頂いて保護者の方が薬を飲ませたり、塗り薬を塗られたりするか、医師に相談の上、朝晩のみの処方に変えていただきますよう、お願いします。
- (8) 万が一、園内で怪我があった場合、園から病院へ行く際、マイナ保険証又は資格確認書並びに乳幼児医療受給者証を使いますので、入園時にコピーをいただきます。
- (9) 使用済みオムツは園で処分致しますので持ち帰ることはありません。

11 賠償責任保険の加入

- ・施設・施設業務 1事故につき 10億円 1名につき2億円
- ・生産物(給食) 1事故につき 10億円 1名につき2億円

12 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

1 3 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	平成26年4月策定、届出済
防火管理者	川尻 千絵(資格:甲種防火管理者)
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	県警ホットライン、自動鍵、防犯カメラ、さすまたを備えています。
避難場所	青山保育園市役所北分園園庭 運河公園

<気象警報発令時の対応について>

- ・気象状況、その他で急遽自由登園、緊急降園になることがあります。

1 4 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

・相談・苦情解決責任者 西川 八寿子 (園長)

・相談・苦情受付担当者 川尻 千絵(保育士)

※下記の、第三者委員に直接相談することもできます。

・村上 いずみ 連絡先:080-2537-6848

・山羽 小百合 連絡先:079-273-8063

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示、ホームページ等で公表します。

1 5 個人情報の保護について

(1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。

(2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

・転園の際、必要があれば他の施設との連絡調整

・緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供

以上に関しましてご理解お願い致します。

16 保護者負担について

(1)入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ① 毎月の保育料: 認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額
- ② 3歳児の副食費 月額4500円(令和元年度10月より)
- ③ 延長保育料(2号認定・3号認定) 3500円/月

【短時間保育の方】前延長保育料・後延長保育料 1000円/月

④ 実費負担額

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

- ・ 制服代・体操服(2歳以上児): 18,550円～(購入枚数・サイズにより差有り)
- ・ ランドセル: 4,500円
- ・ 新学期用品: 3,923～5,465円程度
- ・ 保護者会費: 月額500円
- ・ 絵本代 : 月額440円～460円程度
- ・ その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

(3)上記①の保育料は、4月分から口座からの引き落としとします。

(4)その他の負担額は集金します。

(5)負担金を領収した場合は、集金袋に領収印を押す又は領収書を発行します。

(5)上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

3歳児以上児の主食(米飯)、おむつ、ハンカチ、タオル、エプロン、お昼寝布団、哺乳びん、上靴等